

専第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度各務原市一般会計補正予算（第8号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月5日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第2号

平成30年度各務原市一般会計補正予算（第8号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度各務原市一般会計補正予算（第8号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

各務原市長 浅野 健 司

平成30年度各務原市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度各務原市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,115,085千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 市税		20,944,039	1,093,661	22,037,700
	1 市民税	9,259,009	560,628	9,819,637
	2 固定資産税	9,149,216	449,418	9,598,634
	3 軽自動車税	299,258	21,066	320,324
	4 市たばこ税	717,114	34,855	751,969
	6 入湯税	1,200	721	1,921
	7 都市計画税	1,518,242	26,973	1,545,215
2 地方譲与税		400,000	53,478	453,478
	1 地方揮発油譲与税	110,000	20,936	130,936
	2 自動車重量譲与税	290,000	32,542	322,542
3 利子割交付金		30,000	24,783	54,783
	1 利子割交付金	30,000	24,783	54,783
4 配当割交付金		74,000	10,609	84,609
	1 配当割交付金	74,000	10,609	84,609
5 株式等譲渡所得割 交付金		42,000	30,126	72,126
	1 株式等譲渡所得割 交付金	42,000	30,126	72,126
6 地方消費税交付金		2,451,000	267,905	2,718,905
	1 地方消費税交付金	2,451,000	267,905	2,718,905
7 ゴルフ場利用税交 付金		20,000	1,334	21,334

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000	1,334	21,334
8 自動車取得税交付金		100,000	46,233	146,233
	1 自動車取得税交付金	100,000	46,233	146,233
11 地方交付税		2,858,958	320,076	3,179,034
	1 地方交付税	2,858,958	320,076	3,179,034
12 交通安全対策特別交付金		20,000	△ 494	19,506
	1 交通安全対策特別交付金	20,000	△ 494	19,506
15 国庫支出金		6,754,877	13,406	6,768,283
	2 国庫補助金	1,789,690	13,406	1,803,096
18 寄附金		432,416	60,562	492,978
	1 寄附金	432,416	60,562	492,978
19 繰入金		2,207,217	△ 14,583	2,192,634
	1 基金繰入金	2,207,217	△ 14,583	2,192,634
21 諸収入		875,086	300	875,386
	6 雑入	432,969	300	433,269
22 市債		2,991,996	△ 1,207,396	1,784,600
	1 市債	2,991,996	△ 1,207,396	1,784,600
歳 入 合 計		47,415,085	700,000	48,115,085

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,247,755	0	4,247,755
	1 総務管理費	3,292,597	0	3,292,597
3 民生費		13,747,345	0	13,747,345
	1 社会福祉費	5,173,635	0	5,173,635
4 衛生費		3,716,113	0	3,716,113
	2 環境費	2,534,856	0	2,534,856
5 労働費		102,782	0	102,782
	1 労働諸費	102,782	0	102,782
6 農林水産業費		409,630	0	409,630
	3 農地費	223,423	0	223,423
7 商工費		1,433,708	0	1,433,708
	1 商工費	1,433,708	0	1,433,708
8 土木費		4,404,655	0	4,404,655
	2 道路橋梁費	1,961,975	0	1,961,975
	4 都市計画費	1,318,970	0	1,318,970
9 消防費		2,331,209	0	2,331,209
	1 消防費	2,331,209	0	2,331,209
10 教育費		5,234,451	0	5,234,451
	1 教育総務費	769,790	0	769,790
	2 小学校費	870,225	0	870,225
	3 中学校費	546,489	0	546,489
	6 社会教育費	1,222,015	0	1,222,015
	7 保健体育費	1,167,017	0	1,167,017

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
13 諸支出金		6,995,844	700,000	7,695,844
	3 基金費	1,858,201	700,000	2,558,201
歳 出 合 計		47,415,085	700,000	48,115,085

## 第2表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学 習 等 供 用 施 設 整 備 事 業	千円 4,700	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内  ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 4,300	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内  ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
産 業 文 化 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	14,400				13,000			
福 祉 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	33,800				31,200			
川 島 会 館 施 設 整 備 事 業	8,900				6,700			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業	26,600				2,900			
火 葬 場 整 備 事 業	9,400				0			
農 業 基 盤 整 備 事 業	9,900				7,600			
産 業 振 興 施 設 整 備 事 業	2,500				1,700			
道 路 橋 梁 事 業	519,400				489,700			